

射水市道の駅新湊等整備運営事業
事業者公募要項

令和5年10月

射水市

目 次

1	公募の概要	1
2	事業コンセプト	1
3	事業概要	2
4	参加要件	4
5	スケジュール（予定）	7
6	事業実施に係る条件	7
7	対象施設見学（任意）	9
8	質問書の提出（任意）	9
9	参加申込書等の提出	10
10	企画提案書等の提出	11
11	企画提案書別紙の作成要領	12
12	価格等提案書の作成要領	12
13	企画提案の審査及び優先交渉権者の決定	13
14	契約に関する事項	16
15	失格事項	17
16	その他	17
17	問合せ・書類等の提出先	17

1 公募の概要

平成10年9月にオープンした道の駅新湊は、交通の利便性が高いことなどから利用客は年間約70万人に及んでいますが、近年、施設・設備の劣化が進み、早急に施設の改修に取り組む必要があります。

また、道の駅新湊に隣接する新湊農村環境改善センターについても劣化が進んでおり、近年、利用者が減少傾向にあることから、道の駅新湊の改修と併せ、新たな用途へ転用するなど、様々な可能性を追求する必要があると考えています。

こうした中、本市では、令和3年10月に「射水市道の駅周辺エリア基本構想」を策定し、本エリアの魅力向上に向けた基本的な考え方等を整理するとともに、この間、2度にわたるサウンディング型市場調査を行うなど、事業化に向けた様々な検討を重ねてきました。

本公募は、これまでの検討を踏まえ、道の駅新湊及び新湊農村環境改善センターの整備運営事業を実施する民間事業者の選定を目的として実施するものです。

なお、事業の実施に当たっては、次に掲げる事業コンセプトの実現に向け、実際に施設の運営を担う民間事業者のアイデアとノウハウが設計に最大限反映され、より使いやすく経営的視点に立った施設整備を実現するため、運営事業者と設計、施工事業者を一つのチームとして一体的に公募することとします。

2 事業コンセプト

以下の事業コンセプトに基づき、行政にはないアイデア、ノウハウを最大限活用し、射水市の観光地に足を運ぶきっかけを提供できるエリア、市内の厳選された産品の販売等を通じ射水市の生産者等に利益をもたらすことができるエリアの実現を目指します。

(1) エリアの魅力を高め、滞在時間の拡大と更なる賑わいの創出を図る。

別途公募した宿泊施設運営事業者と連携し、滞在時間の拡大につながる新たなコンテンツを開発するなど、エリアの魅力を高め、消費額の増加につなげる。

(2) 射水ブランド推進の場として、地域経済への波及効果を高める。

市内の厳選した産品の販売等を通じ、コロナ後のインバウンド消費の取り込みを含め、市内事業者の販路拡大や商品開発意欲の喚起につなげる。

(3) 市内観光の玄関口として、周辺観光地への誘導を図る。

効果的な情報発信機能を備えるとともに、市内観光事業者等と連携し、道の駅等の利用者が射水ベイエリア・内川等の市内観光地に足を運ぶきっかけを提供する。

3 事業概要

(1) 事業名

射水市道の駅新湊等整備運営事業

(2) 改修対象施設

ア 道の駅新湊（所在地：射水市鏡宮296番地）

イ 新湊農村環境改善センター（所在地：射水市鏡宮301番地）

（新湊農村環境改善センターについては、市が用途廃止し、道の駅新湊の別館として一体的に運用することを前提とした提案を行うこと。）

※ エリア内の道路の動線変更を伴う提案は可としますが、動線変更を確約するものではありません。

(3) 新湊博物館の取扱い

新湊博物館（所在地：射水市鏡宮299番地）については、本事業における改修対象施設には含めないが、市が博物館の運営を継続することを前提に、エリア全体の魅力向上につながる提案ができるものとします。

(4) 施設概要等

ア 本事業対象地の概要は次のとおりです。

区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域及び準防火地域	指定なし
地区計画	あり
※ 建築物等の用途制限、壁面の位置、高さの最高限度等が定められています。	
※ 地区計画は市ホームページからご覧いただけます。 https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtl.aspx?servno=41189	
※ 市街化調整区域で、かつ地区計画が定められているため、民間事業者による開発行為、建築行為を行う場合は、地区計画の区域内における行為の届出や開発及び建築に伴う許可申請手続きが必要となります。	

イ 対象施設の概要は、資料1「対象施設概要」に記載のとおりです。

ウ 資料1「対象施設概要」の提供及び施設図面の貸与を希望する事業者は、資料提供（貸与）依頼書（様式第1号）を電子メールで提出願います。（ホームページ上では公開していません。）

(5) 事業内容

ア 設計業務

- ・ 各種調査業務
- ・ 基本設計・実施設計業務
- ・ 各種申請業務

イ 建設業務

- ・ 各種申請業務
- ・ 対象施設の改修工事業務（解体・増築・減築、外構工事等を含む。）

※ 什器備品等の調達及び設置は、原則、事業者負担となります。

ウ 工事管理業務

- ・ 建設業務にあたり必要な工事監理

エ 管理運営業務

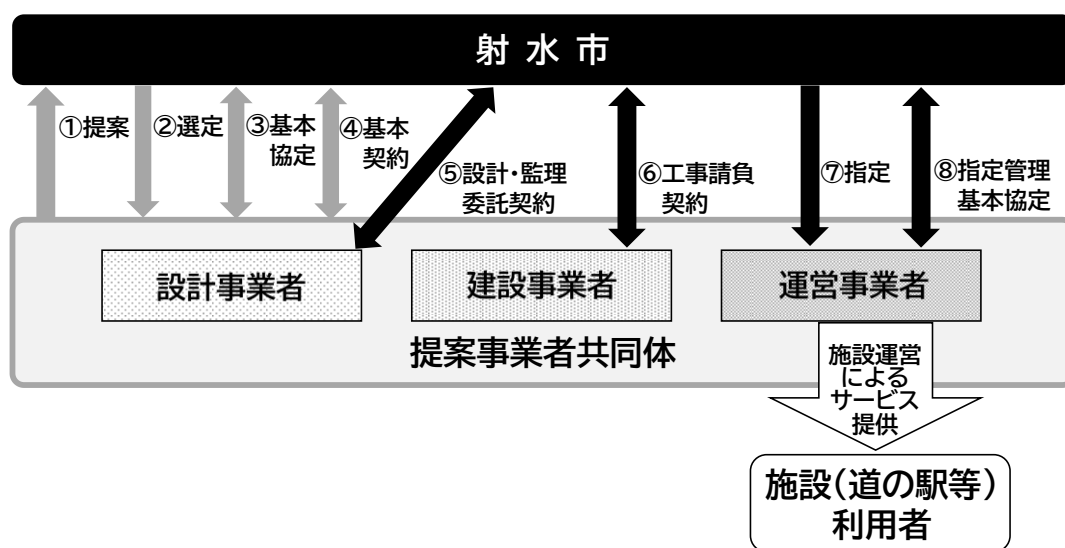
- ・ 改修（解体・増築・減築、外構工事等を含む。）を行った後の道の駅新湊及び別館（現：新湊農村環境改善センター）の管理運営業務
- ・ 施設、設備の保守・点検及び外構の維持管理業務
- ・ 施設、設備及び外構の修繕業務

オ 上記のほか、エリア全体の魅力を更に高めるための事業

カ 上記事業の実施に当たっては、別添の「射水市道の駅新湊等整備運営事業業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）」に記載する要求水準を満たしている必要があります。

(6) 事業手法

本公募により選定された民間事業者が、対象施設の改修に係る設計及び施工等を行った後、指定管理者として事業期間中における対象施設の運営及び維持管理等を遂行する DBO（Design Build Operate）方式により実施します。



(7) 事業期間

ア 設計、施工及び工事監理等業務

本市との基本協定締結日から令和7年10月31日まで

※ 継続費に基づく複数年契約とします。

イ 管理運営業務

令和7年11月1日から令和23年3月31日まで（15年5か月）

※ 指定管理者の指定に基づく複数年契約とします。

(8) 費用に係る提案上限額（消費税等を含む。）

ア 対象施設の改修に係る設計、施工及び工事監理等に関する費用

700,000千円（消費税等含む。）

イ 改修後の道の駅新湊及び別館（現：新湊農村環境改善センター）の運営（維持管理、保全及び大規模修繕を含む。）に関する費用

本費用は運営事業者の負担とし、市からの指定管理料の支払いは行いません。

ウ 施工及び工事監理等業務に係る継続費の設定については、令和6年3月射水市議会定例会に議案を提出する予定です。なお、当該議案が市議会において議決されない等の理由により本事業が実施できなくなった場合は、本事業は中止又は延期します（解除条件付きの公募）。

(9) 本市への納付金

ア 運営事業者は、毎年度の売上の一定割合を、翌事業年度の5月末日までに本市に納付する必要があります。

4 参加要件

(1) 事業者の構成

本公募に参加する事業者は、設計（工事監理含む。）、施工（代表者）及び運営事業者でグループを構成するものとし、運営事業者が代表事業者として応募手続きを行うこととします。

なお、同時に複数のグループの代表事業者又は構成事業者となることはできません。また、原則、企画提案書の提出期限後において、グループの代表事業者及び構成事業者の変更はできません。

(2) 参加資格

本公募に参加する事業者は、本事業を実施する能力を有し、次の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいず

れにも該当しない事業者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 国税、地方税の滞納がないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している事業者でないこと。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない事業者であること。

キ 設計及び工事監理以外の事業者については、市内に事務所又は営業所を置く（今後置く予定の者を含む。）事業者であること。

(3) 設計事業者の要件

本公募に参加する設計事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

ア 一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 技術者について、以下の基準を満たすこと。

① 本事業の監理技術者として、一級建築士の資格を有している者を配置すること。なお、当該監理技術者は、原則として、本事業の工事が完了するまで変更することはできないものとする。

(4) 施工事業者の要件

本公募に参加する施工事業者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、共同企業体の構成員は、次の要件を全て満たしていることとします。

ア 射水市における建設工事競争入札参加資格を有する者であること。

イ 参加申込書等の提出の時点から審査結果通知までの間において、富山県又は射水市からの指名停止期間中の者でないこと。

ウ 共同企業体の結成に当たっては、次の条件を全て満たしていること。

① 構成員は2者であること。

② 共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であるものとし、各構成員の出資比率が、それぞれ30%以上であること。

③ 各構成員は、本事業について当該共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。

- ④ 共同施工方式であること。
- ⑤ 以下の要件を満たす主任技術者又は監理技術者（業種「建築一式」）を、本事業の工事に専任で配置できること。
 - a 一級建築施工監理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。なお、原則として、本事業の工事が完了するまで変更することはできないものとする。
- ⑥ 代表構成員は、次の条件を全て満たしていること。
 - a 射水市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する者であること。
 - b 射水市建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事においてA級に登載されている者であること。
- ⑦ 代表構成員以外の構成員は、次の条件をすべて満たしていること。
 - a 射水市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する者であること。
 - b 射水市建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事においてA級又はB級に登載されている者であること。

エ 共同企業体の名称

「〇〇建設・△△工業射水市道の駅新湊等整備工事共同企業体」

注) 株式会社、有限会社の表記はしないこと。

※ 令和5年度射水市建設工事競争入札参加有資格者一覧表（工事）は下記のホームページから閲覧できます。

とやま電子入札共同システム > 入札情報サービス > 射水市 > 建設工事・入札参加資格者情報 > 工事業者一覧（市内） https://toyama.efftis.jp/ebid02/PPI/Public/PPUBC00100?kikanno=162116
--

5 スケジュール（予定）

No.	内容	期日等
1	募集要項の公表	令和5年10月23日（月）
2	対象施設見学申込期限（任意）	～令和5年10月27日（金）
3	対象施設見学（任意）	令和5年11月 1日（水）
4	質問書の提出期限（任意）	～令和5年11月17日（金）
5	質問書に対する回答	～令和5年11月24日（金）
6	参加申込書等の提出期限	～令和5年12月 1日（金）
7	参加資格審査の結果通知	令和5年12月 8日（金）
8	企画提案書の提出期限	令和5年12月28日（木）
9	プレゼンテーション審査	令和6年 1月
10	審査結果通知、基本協定の締結	令和6年 1月
11	基本設計・実施設計業務委託及び改修工事請負に係る予算議決	令和6年 3月
12	基本契約の締結	令和6年 4月
13	基本設計・実施設計業務委託契約締結	令和6年 4月
14	改修等工事請負仮契約締結	令和6年11月
15	改修等工事請負契約の議決	令和6年12月
16	改修等工事着工	令和7年 1月
17	指定管理者指定の議決	令和7年 9月
18	改修等工事完成	令和7年10月
19	道の駅新湊等運営開始	令和7年11月

6 事業実施に係る条件

(1) 事業提案の前提条件

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守してください。

(2) 備えるべき機能等

次に掲げる事項に留意の上、本要項2に掲げる事業コンセプトを実現できる機能を備えることとします。

ア 「2 事業コンセプト」に沿った自主事業を展開するための機能

イ 施設及び施設間を結ぶ主要歩行経路のバリアフリー化

ウ その他、事業実施に係る条件については、別添の要求水準書を参照してくだ

さい。

(3) 事業用途の制限

本事業においては、次の用途に係る利活用はできません。

- ア 風俗営業及びそれに類する用途
- イ 近隣に影響を与えるような異臭、煙、騒音・振動、光害を発生させる用途
- ウ 危険物の取扱い・貯蔵・処理を専らとして行う用途
- エ 消費者金融並びに宗教活動、政治活動等を行う用途
- オ その他、市長が適さないと判断した用途

(4) 市と事業者の責任分担

ア 本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

イ 事業者は、次の要件を満たす保険に加入してください。

- ・ 設計・建設・工事監理期間中
建設工事保険及び第三者賠償責任保険
- ・ 維持管理・運営期間中
自主事業により第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担する賠償責任保険

※ 公共施設部分については、市が加入する「建物総合損害保険」及び「全国市長会市民総合賠償保障保険」の補償対象となります。

※ 維持管理・運営期間中の市と事業者のリスク分担は次表に定めるとおりとします。

項 目	事業者	市
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設、備品の修繕	○	
事業者が自ら調達した備品の維持管理・修繕等	○	
施設に係る火災保険への加入		○
施設に係る損害賠償保険への加入※ 1	○	○
物価変動に伴う経費の増加	○	
不可抗力に伴う経費の増加※ 2	○	○
利用者の減少に伴う収入の減少	○	

項 目		事業者	市
利用者等への 損害賠償	事業者に帰責事由があるもの	○	
	市に帰責事由があるもの		○
個人情報の漏洩（事業者の故意又は過失によるもの）		○	
自主事業運営に関するもの		○	

※1 事業者が施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、事業者自身で必要な保険に加入してください。

※2 不可抗力に伴う経費の増加については、事業者と市で協議し対応を決定します。

(5) その他

運営事業者については、事業期間中は、全国「道の駅」連絡会及び北陸「道の駅」連絡会に参加することとします。

7 対象施設見学（任意）

本公募の対象施設の見学会を実施しますので、希望者は次のとおり申込書を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年10月27日（金）午後5時まで

(2) 申込方法

対象施設見学申込書（様式第2号）を電子メールで提出願います。

(3) その他

見学への参加者については、1グループ6人以内とします。集合場所、時間など施設見学の詳細については、別途ご連絡します。

なお、対象施設見学に参加しない事業者も、本公募には参加できます。

※ 本公募に先立って実施したサウンディング型市場調査（第1回、第2回）の際に実施した見学会と同じ内容となります。

8 質問書の提出（任意）

(1) 提出期限

本公募要項について質問がある場合は、質問書（様式第3号）を令和5年11月17日（金）午後5時までに電子メールで提出してください。電話・来庁等口頭による質問は不可とします。

(2) 質問書への回答期限及び方法

令和5年11月24日（金）までに、市ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなします。

9 参加申込書等の提出

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年12月1日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書兼誓約書 (様式第4号)	1部	
イ グループ構成届出書 (様式第5号)	1部	
ウ 事業者概要調書 (様式第6号)	1部	参加事業者の概要を紹介したパンフレットがあれば提出してください。〔任意提出〕
エ 定款、規約その他これらに類する書類	1部	最新のもの（コピー可）
オ 登記事項証明書	1部	コピー可
カ 法人印鑑証明書	1部	
キ 納税証明書 (滞納がないことの証明書)	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税
ク 決算書類	1部	直近3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書

※ カ及びキについては、発行後3か月以内のもの。

※ キについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの。

※ 提出書類に押印する印鑑は、全て「カ 法人印鑑証明書」と同一の印鑑を押印願います。

※ ウからクまでの書類については、構成員の分も提出願います。

※ 必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「射水市道の駅新湊等整備運営事業参加申込書在中」と明記すること。

(5) 参加資格審査及び結果通知

提出書類に基づき、本要項の4に掲げる参加資格を満たしているかを審査し、その結果を令和5年12月8日（金）までに電子メールで通知します。

10 企画提案書等の提出

本要項の9（5）で参加資格を満たしていると本市が認めた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年12月28日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書 (様式第7号)	正本1部	・代表者印を押印すること。
イ 企画提案書別紙	正本1部 副本10部	・本要項11に基づき、できるだけ具体的かつわかりやすく記載すること。 ・参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。
ウ 同種又は類似業務 受託実績書(様式第8号)	正本1部 副本10部	・受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付すること（設計事業者及び維持管理運営事業者のみ）。
エ 業務開始までの スケジュール (様式任意)	正本1部 副本10部	優先交渉権者選定から業務開始までのスケジュールを記載すること。
オ 価格等提案書 (様式第9号)	正本1部	・代表者印を押印すること。 ・本要項の12に基づき、見積額等を記載すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送する場合は、一般書留、簡易書留によることとし、封筒表面に「射水市道の駅新湊等整備運営事業企画提案書在中」と明記してください。

(5) その他

ア 書類提出後の修正、変更は認めません。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 1グループにつき1件の企画提案のみ受け付けます。

11 企画提案書別紙の作成要領

企画提案書別紙は、以下の〔企画提案書別紙の構成〕に記載する項目及び記載内容に基づき、可能な限り具体的に記載してください。

(1) 留意点

- ・ 全30ページ以内とし、A4判（片面印刷）に横書きで作成の上、部ごとにホチキス留めすること。
- ・ A3判の図版等がある場合は片面印刷とし、A4判に折り込むこと。
なお、A3判1枚は、A4判2ページに換算する。
- ・ ページ番号を付すこと。
- ・ 図表等を除き、原則、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・ 参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

(2) 企画提案書別紙の構成

- ① 本要項13(2)に掲げる審査項目に沿い、できる限り具体的かつわかりやすく記載すること。
- ② 以下の項目を必ず企画提案書内に記載すること。
 - ア 提案事業のレイアウト案（配置・平面計画案、パース等）
 - イ 改修、整備計画（施設の改修・整備内容の概要）
 - ウ 収支計画（令和6年度から令和22年度までの毎年度の収支計画及び資金調達計画、収入の根拠等）

12 価格等提案書の作成要領

(1) 費用に係る提案上限額

対象施設の改修等に係る設計、施工及び工事監理業務等に関する費用については、700,000千円（消費税等を含む。）を上限として、参考見積書及び以下に示

す①から⑧に係る項目ごと及び年度ごとの金額がわかる積算内訳表を提出してください。(様式第9号)

- ① 基本設計業務
- ② 実施設計業務
- ③ 各種調査業務
- ④ 施工（建設）業務
- ⑤ 施工（外構）業務
- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 什器・備品整備（市の財政負担で設置するもののみ）
- ⑧ その他（①～⑦以外の費用）

※ 道の駅新湊と別館（現：新湊農村環境改善センター）に分けて積算すること。

(2) 本市への納付金

本要項3(8)及び(9)に基づき、事業期間中の毎年度の想定売上金額及び納付金の計算方法、想定される納付金額を記載してください。

13 企画提案の審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査の方法

本市が設置する「射水市道の駅新湊等整備運営事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行います。

(2) 審査項目及び配点

区分	審査項目	審査の観点	配点	
1 業務遂行能力	①類似業務経験	・本事業と類似若しくは共通した要素を持つ事業の実績を有しており、そこでのノウハウや実績に基づくアイデアの活用が期待できるか。	5	10
	②経営状況	・事業期間を通じ、安定した業務遂行が可能か。	5	
2 経営計画	①収支計画の具体性	・収入や各費用の算定根拠が明確であり、実現可能な事業収支計画が提案されているか。	20	45
	②リスクマネジメント	・想定される事業リスクを整理し、それらに対する具体的な対応方針が示されているか。	5	

	③組織及び人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、十分なサービスを提供するための人的配置及びバックアップ体制が具体的に提案されているか。 ・質の高いサービスを提供するための効果的な研修計画は示されているか。 ・利用者の利便性が高い開館日及び開館時間が提案されているか。 	20	
3 企画提案	①事業コンセプト (1)に関する提案	・エリアの魅力を高め、滞在時間の拡大と更なる賑わいの創出を図るための提案がなされているか。	30	100
	②事業コンセプト (2)に関する提案	・射水ブランド推進の場として、地域経済への波及効果を高めるための提案がなされているか。	30	
	③事業コンセプト (3)に関する提案	・市内観光の玄関口として、周辺観光地への誘導を図るための提案がなされているか。	15	
	④独自提案	・上記以外で、道の駅周辺エリアの価値を高めるための独自提案。	25	
4 施設整備	①施設計画	・敷地の特性、エリア内の公共施設等を活かした配置計画と動線計画が示されているか。	15	60
		・周辺と調和した魅力的なデザインとなっているか。	10	
		・利用者が快適に利用できる施設、設備等の計画となっているか。	15	
		・省エネルギー等、環境負荷に配慮した計画となっているか。	10	
		・昼夜を問わず、効果的な防犯対策が提案されているか。	5	
		・営業時間外の利用者のためのサービスは提案されているか。	5	
	②施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全、騒音対策等、周辺への影響に配慮した計画となっているか。 ・各種申請等の期間を踏まえた適切な工程となっているか。 	10	10
③維持管理計画	・維持管理（保守、修繕等）の適切な実施に関する考え方は示されているか。	10	10	

5 提案価格等	①費用に係る提案	15点×最も低い見積額／当該事業者の見積額 ※小数点第3位以下切り捨てとする。	15	15
	②納付金に係る提案	事業期間中の毎年度の想定売上金額、納付金の計算方法及び想定される納付金額を総合的に審査。	50	50
合計				300

(3) プレゼンテーション

ア 実施時期

令和6年1月（詳細は別途通知します。）

イ 場所

射水市小島703番地 射水市役所大島分庁舎
（会議室名、待機場所は別途通知します。）

ウ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

エ 出席者

出席者は1事業者当たり6名までとします。

オ 実施方法

企画提案内容のプレゼンテーションは1事業者20～30分程度（準備及び撤去の時間含まず）、選定委員会委員からの質疑は15～20分程度を予定しています。詳細につきましては、企画提案書の提出締切後、応募者に別途お知らせします。

カ その他

プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができます。75インチモニター、HDMIケーブル、USB TypeC-HDMI変換アダプター及び電源は市で準備しますが、パソコンは各自でご準備ください。

(4) 優先交渉権者の選定

選定委員会による審査により順位を決定し、最高順位の事業者を優先交渉権者として選定します。

ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が180点に満たない事業者は、優先交渉権者として選定しません。

(5) 次点交渉権者の地位

選定委員会による審査により、第2位となった事業者を次点交渉権者とします。なお、次点交渉権者の地位は、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保

持するものとし、詳細協議において優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点交渉権者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年1月中に、全ての参加事業者に書面で通知します。

(7) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、選定委員会の審査結果等を踏まえて優先交渉権者を決定し、市のホームページで優先交渉権者の名称等を公表します。

なお、優先交渉権者の地位は、原則、本事業に係る各契約を締結するまでの間、保持するものとし、

(8) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じません。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

14 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、本市と優先交渉権者は、契約締結に向けた双方の義務など、本業務の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結します。

(2) 契約締結前の詳細協議

ア 優先交渉権者は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市との随意契約に向けた詳細協議を行う必要があります。

イ 優先交渉権者は、上記の詳細協議を踏まえ、事業内容を確定させた上で、改めて見積書を本市に提出してください。ただし、この時に提示する見積額は、原則として、企画提案時に提出した参考見積書の見積額（総額）を上回ることはできないものとし、

(3) 契約締結

ア 前項の詳細協議が整い次第、本市と優先交渉権者とは、随意契約により契約を締結します。ただし、詳細協議において双方が合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合があります。

イ 契約締結までの間に、優先交渉権者及び次点交渉権者が本要項の4に掲げる参加要件を満たさなくなった場合は、契約は締結しません。

ウ 契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

15 失格事項

本公募への参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 本要項 3 (8) 及び 12 (1) に示す提案上限額（総額）を超える提案を行った場合
- (2) 本要項 4 に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要項 10 (1) に示す期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (4) 本要項 13 (3) に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが明らかになった場合
- (6) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正な審査の実施を阻害したと本市が認めた場合
- (7) 選定委員会の委員に対し、審査において自己の提案が有利な扱いを受けるよう働きかけを行った場合

16 その他

- (1) 本公募の参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとします。ただし、本市は、本公募の結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (3) 提出書類は、射水市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとします。また、情報の開示は原則として本公募による優先交渉権者決定後とします。
- (4) 本公募への参加申込を取り下げる場合は、速やかに文書でその旨を通知してください。（文書は任意様式としますが、代表者印の押印が必要です。）
- (5) 本公募の実施公告は、本市のホームページに本要項を公開することにより行うこととします。

17 問合せ・書類等の提出先

〒939-0292 富山県射水市小島 7 0 3 番地

射水市 産業経済部 観光・定住課（担当：分家・橋本）

☎：0766-51-6676 ☒：kankou-teiju@city.imizu.lg.jp